

広島県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十一年五月九日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大田木江線	豊田郡大崎上島町木江字東側五〇六七番六地先から豊田郡大崎上島町木江字東側五〇六七番六地先まで	平成三二年四月二五日